

川口市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例施行規則 (抜粋)

平成7年6月30日

規則第33号

(審議会の会長及び副会長)

第5条 条例第8条の規定により設置する川口市廃棄物対策審議会(以下「審議会」という。)に
会長及び副会長それぞれ1人を置き、委員の互選により選任する。

2 会長は、審議会の会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(審議会の会議)

第6条 会長は、会議を招集し、その議長となる。

2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 会長は、必要があると認めるときは、会議に関係者の出席を求め、その意見を聴き、又は説明を求めることができる。

(審議会の庶務)

第7条 審議会の庶務は、環境部資源循環課において処理する。